

第6期（令和3～5年度）
加古川市障害福祉計画

第2期（令和3～5年度）
加古川市障害児福祉計画

令和2年10月（案）

加 古 川 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の趣旨	2
4 計画の理念	2
5 計画の対象	2
6 計画期間	3
7 計画の策定体制	3
第2章 成果目標	4
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	5
3 福祉施設から一般就労への移行等	6
4 障がい児支援の提供体制の整備等	7
5 相談支援体制の充実・強化等	8
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	8
第3章 障害福祉サービスの活動指標（見込量）とその確保のための方策	9
1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	9
2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）	11
3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	15
4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	16
5 障害児通所支援等	18
6 その他の活動指標	22
第4章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策	24
（1）理解促進研修・啓発事業	24
（2）自発的活動支援事業	24
（3）障害者相談支援事業	24
（4）成年後見制度利用支援事業	25
（5）成年後見制度法人後見支援事業	25
（6）意思疎通支援事業	26

(7) 日常生活用具給付等事業.....	26
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	27
(9) 移動支援事業.....	27
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	28
(11) その他事業.....	29
第5章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項	31
1 障がい者等に対する虐待の防止.....	31
2 障害を理由とする差別の解消の推進.....	31
3 就労支援と雇用促進	32
4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組	32
第6章 計画の推進	33
1 推進体制	33
2 進捗管理及び評価.....	34
参考資料	35
1 基礎データ.....	35
2 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿（令和2年度）	39
3 計画策定の過程	40
4 用語解説	41

《 参 考 》

本文中に「 」で示している用語については、参考資料中「4
用語解説（P.41～48）」をご確認ください。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国の障害福祉制度は、市がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととしています。そして、障害者総合支援法では共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

また、「共生社会をめざす方向性」、「障がいのある人の自立」、「発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後における地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

そのため、長期的な障害者施策の方向性を示す加古川市障がい者基本計画を策定し、施策を推進するとともに、令和3年度から5年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、本市における現状や障がいのある人や支援者のニーズを踏まえ、第6期加古川市障害福祉計画（以下「第6期計画」という。）及び第2期加古川市障害児福祉計画（以下「第2期障害児計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項に基づく「基本指針」に則したものとし、上位計画である「加古川市総合計画」や障害者基本法第11条第3項に基づく「加古川市障がい者基本計画」、また「加古川市地域福祉計画」や「加古川市子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する計画との整合性を図りました。

3 計画の趣旨

障がいのある人の社会参加や地域共生の観点から、令和5年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。さらに、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めます。

4 計画の理念

(1) 個人としての尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

本市において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院から地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域において安心して生活を継続することや経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援などを行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

5 計画の対象

障害者総合支援法第4条に定義されている「障害者」及び「障害児」であり、「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、または難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度のもの）であつて18歳以上である者並びに障がい児」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

6 計画期間

本計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、令和6年度以降、「加古川市障がい者基本計画」と「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画を一元管理のもと、障がい者（児）施策の更なる推進を図ることとします。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
加古川市 障がい者基本計画	加古川市障がい者基本計画				次期基本計画					
				(見直し)						(見直し)
加古川市 障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期計画	第6期計画 第2期障害児計画			第7期計画 第3期障害児計画		第8期計画 第4期障害児計画			
	(見直し)			(見直し)			(見直し)			(見直し)

7 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、子育て支援や保健医療等の庁内関係部局、関係機関との協議や、市民に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換を行いました。また、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する、障害者基本法第36条第4項に基づく加古川市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）から意見聴取を行い、パブリックコメントの実施を経て策定しました。

第2章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

（1）福祉施設から地域生活への移行者数

平成30年4月から令和2年8月までに、10人が地域生活へ移行しています。

令和元年度末時点の施設入所者数213人（基準値）に対し、令和5年度末までに15人（7.0%）を地域生活へ移行します。

現 状	平成30年度 移行者数	令和元年度 移行者数	令和2年度 移行者数 (8月末時点)	合計
	5人	1人	4人	10人

目 標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	移行者数	基本指針
	213人	198人	15人(7.0%)	6.0%以上

（2）施設入所者の削減

令和2年8月末現在の施設入所者数は207人です。

令和元年度末時点の施設入所者数213人（基準値）に対し、令和5年度末までに施設入所者数を209人にするため、4人（1.6%）の施設入所者を削減します。

現 状	平成28年度末 施設入所者数	平成29年度末 施設入所者数	平成30年度末 施設入所者数	令和元年度末 施設入所者数	令和2年度 施設入所者数 (8月末時点)
	216人	209人	207人	213人	207人

目 標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	削減者数	基本指針
	213人	209人	4人(1.6%)	1.6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

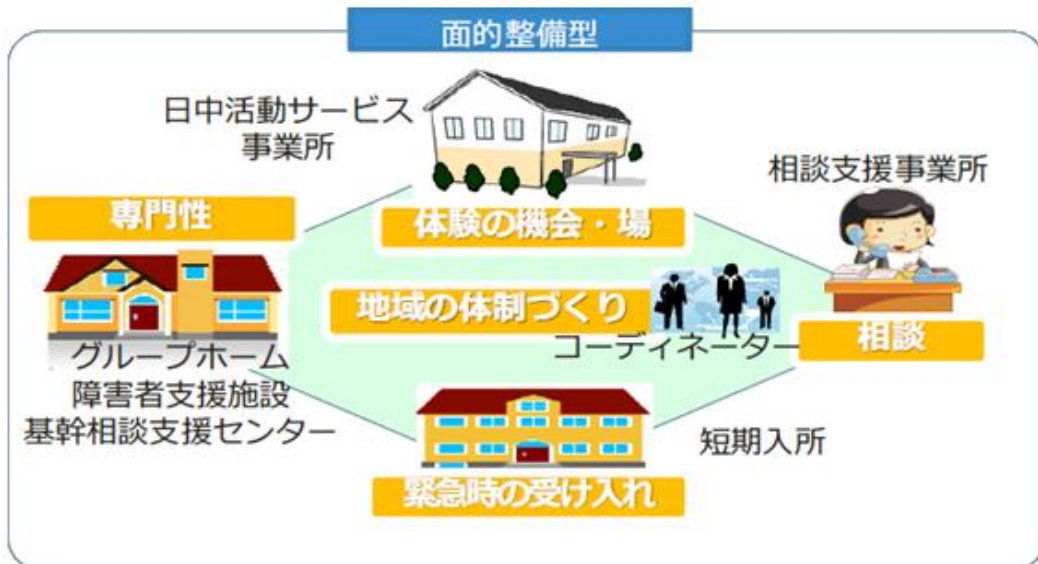
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を強化する必要があります。

(1) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の体制確保

本市と加古川市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）が連携し、他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により地域生活支援拠点等を整備しています。

また、地域生活支援拠点等の整備として、重症心身障害者や医療的ケアが必要な身体障がい者を支援する医療支援型グループホームを始めとする多くの共同生活援助事業所が開設されています。

今後は本市と基幹相談支援センターが引き続き連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。



(出典) 厚生労働省 資料

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

平成30年4月から令和2年8月までに、110人が福祉施設から一般就労へ移行しています。

令和元年度末時点の一般就労移行者数58人に対し、令和5年度末までに年間75人（1.29倍）を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から39人（1.30倍）、就労継続支援A型から7人（1.40倍）、就労継続支援B型から29人（1.26倍）とします。

現 状		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (8月末時点)	合計
	移行者数		40人	58人	12人

目 標		就労移行者数 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	比率	基本指針
	合計	58人/年	75人/年	1.29倍	1.27倍以上
	就労移行支援	30人/年	39人/年	1.30倍	1.30倍以上
	就労継続支援A型	5人/年	7人/年	1.40倍	1.26倍以上
	就労継続支援B型	23人/年	29人/年	1.26倍	1.23倍以上

(2) 一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

令和2年8月末時点で就労定着支援事業を利用しているのは21人です。

令和5年度における一般就労移行者のうち、市内の就労定着支援事業所における定員数の7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

(3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

令和2年8月末時点で市内に就労定着支援事業所が2箇所あります。

令和5年度末においても、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和2年4月から「加古川市立こども療育センター」が医療型から福祉型に変更となりましたが、引き続き児童発達支援センターの役割を継続しています。

児童発達支援センターは設置済みであり、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図ります。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

加古川市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）内の「こども専門部会」を協議の場として設置しています。

令和5年度末までに、医療的ケア児に対する支援について協議し、支援体制を構築します。

(3) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

現時点で、コーディネーターの配置はできていません。

令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(4) 保育所等訪問支援を利用できる体制

保育所等訪問支援を利用できる体制（事業所の開設）はできています。

令和5年度末までに、更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりを行います。

(5) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

令和2年8月時点では、児童発達支援事業所が3箇所、放課後等デイサービス事業所が8箇所となっています。

令和5年度末においても、必要な支給量を供給できる事業所数を確保します。

(6) 居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 兵庫県独自指標

令和2年8月時点では、事業所の確保はできていません。

令和5年度末までに、ニーズを把握したうえで事業所の確保に努めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標を定めます。

(1) 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置

令和2年8月時点では、基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和5年度末までに、相談支援の充実、情報の蓄積、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させます。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

(1) サービスの質の向上を図るための体制確保

令和2年8月時点では、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が積極的に参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、県市合同の実地指導や指導監査の適正な実施に努めています。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業者への説明会を実施します。

第3章 障害福祉サービスの活動指標（見込量）とその確保のための方策

1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

（1）居宅介護

○サービス内容

自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事などのサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	人/月	実績	310	327	347	364	385	409
		見込量	268	282	297			
	時間/月	実績	4,987	5,685	6,026	6,328	6,677	7,078
		見込量	4,641	4,827	5,021			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

（2）重度訪問介護

○サービス内容

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者や知的障がい者、精神障がい者が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事及び外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度訪問介護	人/月	実績	11	13	13	14	15	16
		見込量	10	10	10			
	時間/月	実績	2,061	2,618	2,880	3,168	3,485	3,834
		見込量	2,020	2,020	2,020			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

（3）同行援護

○サービス内容

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人が対象となります。外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む。）を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
同行援護	人/月	実績	53	47	52	52	54	56
		見込量	50	51	52			
	時間/月	実績	1,074	780	858	910	947	966
		見込量	950	969	988			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(4) 行動援護

○サービス内容

常時介護を必要とする重度の知的障がい者や精神障がい者が対象となります。危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動援護	人/月	実績	0	0	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	時間/月	実績	0	0	40	40	40	40
		見込量	20	20	20			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(5) 重度障害者等包括支援

○サービス内容

常時介護を必要とする障がい者等で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障害者等 包括支援	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
	時間/月	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

※県内事業者数ゼロ

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

○福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように勘案し、過少または過多にならないように努めていきます。

2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）

（1）短期入所

○サービス内容

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な障がい者が対象となります。短期入所には、障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があり、入浴、排せつ、食事等の介護などのサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型)	人/月	実績	93	80	56	82	91	102
		見込量	75	83	86			
	日/月	実績	339	332	232	320	352	395
		見込量	300	332	344			
短期入所 (医療型)	人/月	実績	22	11	8	17	19	22
		見込量	16	20	20			
	日/月	実績	102	69	48	88	97	109
		見込量	80	100	100			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

（2）生活介護

○サービス内容

常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人/月	実績	465	475	480	485	490	495
		見込量	497	517	533			
	日/月	実績	8,847	8,749	8,836	8,925	9,015	9,106
		見込量	9,443	9,823	10,127			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(3) 自立訓練（機能訓練）

○サービス内容

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	実績	6	9	8	9	9	9
		見込量	4	4	4			
	日/月	実績	109	186	167	170	170	170
		見込量	64	64	64			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(4) 自立訓練（生活訓練）

○サービス内容

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（生活訓練）事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	実績	7	9	10	11	11	11
		見込量	11	11	11			
	日/月	実績	153	187	206	227	227	227
		見込量	220	220	220			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(5) 就労移行支援

○サービス内容

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象となります。定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着に必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	人/月	実績	61	54	58	62	63	64
		見込量	58	58	59			
	日/月	実績	1,055	931	996	1,066	1,077	1,088
		見込量	986	1,003	1,003			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(6) 就労継続支援A型

○サービス内容

企業等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 A型	人/月	実績	122	144	167	191	207	224
		見込量	108	115	122			
	日/月	実績	2,443	2,882	3,343	3,812	4,117	4,447
		見込量	2,185	2,338	2,502			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(7) 就労継続支援 B 型

○サービス内容

企業等での就労経験があつて年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかつたり就労継続支援（B型）の利用が適切と判断された障がい者、50歳以上の障がい者、その他一般就労等が困難な障がい者が対象となります。雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 B型	人/月	実績	595	663	684	725	754	770
		見込量	593	659	732			
	日/月	実績	10,126	10,888	11,759	12,465	12,964	13,224
		見込量	9,974	11,072	12,290			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(8) 就労定着支援

○サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者が対象となります。就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	人/月	実績	8	9	20	22	27	33
		見込量	13	15	17			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(9) 療養介護

○サービス内容

医療を要する障がい者で常時介護を要する場合に対象となります。主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	人/月	実績	37	39	40	41	42	43
		見込量	37	37	38			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービス（短期入所）の提供体制を整えます。
また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- 地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。
また、基幹相談支援センターや医療的コーディネーターを中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 就労定着が持続できるように事業者と連携を図ります。

3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

（1）自立生活援助

○サービス内容

施設入所支援または共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	実績	0	0	0	1	1	1
		見込量	5	5	5			
(内) 精神障がい者	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

※市内事業者数ゼロ

（2）共同生活援助

○サービス内容

地域で共同生活を希望する障がい者が対象となります。主に夜間、共同生活住居において、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人/月	実績	97	110	124	143	165	190
		見込量	85	89	93			
(内) 精神障がい者	人/月	実績	32	36	41	48	56	65
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(3) 施設入所支援

○サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型の利用者が対象となります。日中活動とあわせて主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	人/月	実績	207	213	211	211	209	207
		見込量	214	212	211			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

【居宅支援・施設系サービスの見込量確保のための方策】

- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービスの利用等により、病院・施設からグループホーム等地域生活への移行を促します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- 地域生活支援拠点等における専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。

4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

(1) 計画相談支援

○サービス内容

障害福祉サービスを利用するために、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	支給決定 人数	実績	1,758	1,847	1,942	2,037	2,132	2,227
		見込量	1,714	1,768	1,823			
	モニタリ ング件数 /月	実績	355	470	486	509	533	557
		見込量	355	366	377			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

○サービス内容

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が対象となります。住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスを提供します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	人/月	実績	0	1	1	2	3	4
		見込量	5	6	7			
(内) 精神障がい者	人/月	実績	0	0	0	1	2	3
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

○サービス内容

居宅でかつ単身等の状況で生活する障がい者が対象となります。当該障がい者と常時連絡の取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守りその他の便宜を供与するサービスを提供します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援	人/月	実績	3	3	5	6	7	8
		見込量	5	5	5			
(内) 精神障がい者	人/月	実績	3	3	2	3	4	5
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

【相談支援サービスの見込量確保のための方策】

○計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者に対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。

5 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

○サービス内容

未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人/月	実績	184	186	197	209	222	236
		見込量	173	193	213			
	日/月	実績	1,825	1,821	1,930	2,047	2,170	2,301
		見込量	1,903	2,123	2,343			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(2) 居宅訪問型児童発達支援

○サービス内容

重度の障害等により外出が困難な障がい児が対象となります。居宅を訪問して発達支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実績	0	0	0	0	0	2
		見込量	5	5	5			
	日/月	実績	0	0	0	0	0	2
		見込量	55	55	55			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(3) 放課後等デイサービス

○サービス内容

就学している障がい児が対象となります。学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後等 デイサービス	人/月	実績	510	563	597	633	671	712
		見込量	450	500	550			
	日/月	実績	5,307	5,950	6,307	6,686	7,088	7,514
		見込量	4,950	5,500	6,050			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(4) 保育所等訪問支援

○サービス内容

保育園・幼稚園・小学校等に通う障がい児が対象となります。事業者がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等 訪問支援	人/月	実績	13	9	10	11	13	15
		見込量	8	9	10			
	日/月	実績	16	9	10	11	13	15
		見込量	8	9	10			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(5) 医療型児童発達支援

○サービス内容

上・下肢または体幹に障がいがある未就学の児童が対象となります。児童発達支援及び治療を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型 児童発達支援	人/月	実績	15	16	0	0	0	0
		見込量	15	15	15			
	日/月	実績	107	79	0	0	0	0
		見込量	120	120	120			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

※市内事業者数ゼロ

(6) 障害児相談支援

○サービス内容

障害児通所支援等を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児 相談支援	支給決定 人数	実績	758	840	928	1,016	1,104	1,192
		見込量	698	778	858			
	モニタリ ング件数 /月	実績	177	198	223	244	265	286
		見込量	154	171	189			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(7) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○サービス内容

保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児等に関 するコーディネータ ーの配置	人	実績	0	0	0	4	5	6
		見込量	1	1	1			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(8) 教育と福祉の協議の場の設置

○サービス内容

教育と福祉の協議の場として、教育関係職員と福祉関係職員の相互理解を深め、障がい児支援を効果的かつ総合的に行うための方策を探り、更なる連携を推進するために設置するものです。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育と福祉の 協議の場の設置	設置	実績	有	有	有	有	有	有
	有無	見込量	有	有	有			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(9) 障がい児の相談窓口の設置

○サービス内容

障がい児（の家族）にかかる相談は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶため、総合的な見地から適切な分野につなぐために設置するものです。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい児の相談 窓口の設置	設置	実績	有	有	有	有	有	有
	有無	見込量	有	有	有			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

【障害児通所支援等の見込量確保のための方策】

- 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育などの連携体制の構築に努めます。
- 今後、医療的ケア児支援に携わる専門的な人材の養成を図ります。

【参考】 保育所等及び児童クラブにおける、障がい児の受入状況（令和2年4月1日時点）

保育所等（市内）…5,386人中36人

児童クラブ …3,209人中159人

※受入人数については、申請書にある障害者手帳の所持や診断の有無等についての項目から数値化したものであり、参考値です。

6 その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

○内容

ペアレントトレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行うものです。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支援プログラム等の 受講者数	人	実績	119	150	102	192	192	192
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○内容

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指します。

○見込量

区分	事項		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障害にも 対応した地域 包括ケアシス テムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 の開催回数	回/年	6	6	6
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 への関係者の参加者数	人/年	78	78	78
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場 における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

○内容

計画相談支援対象者拡大前と比べ、事業所数及び従事者数は共に大幅に増加しているものの、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業者が多いことから、相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

○見込量

区 分	事項		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	相談支援体制 の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施	人/年	70	80
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		件/年	20	20	20
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		件/年	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		回/年	1	1	1

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

○内容

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供できるよう取り組みます。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
県が実施する研修の 参加人数	人	実績	2	2	1	2	2	2
		見込量	-	-	-			
障害者自立支援審査 支払等システム等を 活用した、事業者や 関係自治体等との共 有回数	回	実績	0	0	0	1	1	1
		見込量	-	-	-			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

【その他の活動指標の見込量確保のための方策】

- 本市や基幹相談支援センターが中心となり、関係機関と連携を図ることで、各体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービスの質を向上させるため、事業者に対して、本市主催の研修会への参加を促します。
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの活用や研修等を通じて相談支援専門員の質の向上を図り、地域全体の相談支援体制を強化していきます。

第4章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策

（1）理解促進研修・啓発事業

○内容

「障害者週間」啓発のための福祉サービス事業所の授産品販売や、障害福祉に関する講演会、講座等の実施により、障がいのある人への理解の向上を図ります。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施	実績	有	有	有	有	有	有
	有無	見込量	有	有	有			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

（2）自発的活動支援事業

○内容

障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取組に対し支援を行います。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動 支援事業	実施	実績	有	有	有	有	有	有
	有無	見込量	有	有	有			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

（3）相談支援事業

○内容

障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業 (ピアカウンセリング)	障害 種別	実績	3	3	3	3	3	3
		見込量	3	3	3			
基幹相談支援センター	設置 有無	実績	有	有	有	有	有	有
		見込量						

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

ピアカウンセリングの周知・普及啓発の推進に努めるとともに、利用しやすい実施方法の再検討を行います。

また、総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

○内容

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がい者または精神障がい者が対象となります。申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	実績	4	6	8	9	10	11
		見込量	1	1	1			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

○内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度	実施	実績	無	無	無	無	有	有
法人後見支援事業	有無	見込量	有	有	有			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

加古川市成年後見支援センターと連携することで、成年後見制度の適切な利用を促します。

(6) 意思疎通支援事業

○内容

加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づき、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、市の窓口への手話通訳者の設置などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者 派遣事業	派遣 件数	実績	640	772	648	745	745	745
		見込量	976	992	1,009			
要約筆記者 派遣事業	派遣 件数	実績	27	17	18	28	28	28
		見込量	25	30	35			
手話通訳者 設置事業	設置 人数	実績	1	1	1	1	1	1
		見込量	2	2	2			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めるとともに、引き続き手話通訳者を窓口
に設置し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。

また、市が主催する一定規模以上のイベント等に手話通訳者や要約筆記者を配置し、イベ
ント等での情報保障に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

○内容

日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練 支援用具	給付 件数	実績	29	44	26	27	28	30
		見込量	31	33	35			
自立生活 支援用具	給付 件数	実績	46	60	46	48	50	52
		見込量	54	56	58			
在宅療養等 支援用具	給付 件数	実績	43	68	60	62	64	66
		見込量	55	57	59			
情報・意思疎通 支援用具	給付 件数	実績	44	65	60	62	64	66
		見込量	56	58	60			

排せつ管理 支援用具	給付 件数	実績	5,931	6,138	6,420
		見込量	6,208	6,469	6,741
住宅改修費	給付 件数	実績	3	7	7
		見込量	14	15	16

6,658	6,905	7,161
7	7	7

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業の更なる充実に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

○内容

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1
手話奉仕員 養成研修事業	研修 修了 人数	実績	10	20	18
		見込量	19	21	23

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
20	20	20

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保に繋がります。

(9) 移動支援事業

○内容

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に必要な外出時の移動を支援します。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度*1
移動支援事業	実利用 人数/年	実績	236	241	161
		見込量	133	139	145
	利用時間 /年	実績	15,733	18,405	13,244
		見込量	12,802	12,810	12,818

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
241	246	251
18,405	20,613	22,262

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

利用実績の把握とともに、事業者の新規参入の促進を図りながら、社会参加の機会確保に向けた体制整備に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

○内容

地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業（基礎的事業）を実施するとともに、以下に示す機能強化事業のいずれかを実施します。

○実績及び見込量

区 分	第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
地域活動支援センター 機能強化事業	実績 (箇所)	13	11	9	9	9	9	
	見込量	14	14	14				
	実績 (利用者数)	107	101	95	95	95	95	
	見込量	115	115	115				
	I 型	実績 (箇所)	1	1	1	1	1	1
		見込量	4	4	4			
		実績 (利用者数)	32	25	21	21	21	21
		見込量	25	25	25			
	II 型	実績 (箇所)	6	5	4	4	4	4
		見込量	5	5	5			
		実績 (利用者数)	57	58	57	57	57	57
		見込量	58	58	58			
	III 型	実績 (箇所)	6	5	4	4	4	4
		見込量	5	5	5			
		実績 (利用者数)	18	18	17	17	17	17
		見込量	32	32	32			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターの機能の充実強化に努め、障がいのある人への地域生活支援を促進します。

(11) その他事業

○内容

名称	説明
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に、居室その他の設備の利用の機会を提供することにより、障がいのある人の地域生活を支援します。
訪問入浴事業	家庭において自力で、または家族の協力があっても、入浴が困難な障がい者（児）に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行います。
スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ教室等の開催により、障がいのある人がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害者施設が実施する施設外レクリエーション活動を支援します。
芸術文化活動振興事業	障がいのある人の芸術文化活動の振興を目的とした作品展を開催します。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点字による市広報紙など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
点訳奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車改造に要した費用の一部を助成します。
虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターを中心として、制度の普及啓発など虐待防止に関する取組の充実を図ります。

○実績及び見込量

区 分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度* ¹	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉ホーム事業	人/年	実績	5	3	3	3	3	3
		見込量	3	3	3			
訪問入浴事業	回/年	実績	430	422	551	672	672	672
		見込量	384	384	384			
日中一時支援事業	回/年	実績	4,508	5,634	6,736	7,679	8,370	8,705
		見込量	2,492	2,567	2,645			
スポーツ・レクリ エーション事業	人/年	実績	298	453	400	600	600	600
		見込量	350	375	400			
文化芸術活動 振興事業	作品数 /年	実績	1,026	1,026	－	1,000	1,000	1,000
		見込量	－	－	－			
点字広報等 発行事業	部/年	実績	1,226	1,083	1,060	1,060	1,060	1,060
		見込量	1,379	1,379	1,379			
点訳奉仕員 養成研修事業	人/年	実績	4	22	4	10	10	10
		見込量	20	20	20			
朗読奉仕員 養成研修事業	人/年	実績	23	28	20	20	20	20
		見込量	20	20	20			
自動車運転免許 取得費助成事業	人/年	実績	5	1	4	4	4	4
		見込量	4	5	6			
自動車改造費 助成事業	人/年	実績	5	4	6	6	6	6
		見込量	10	11	12			
虐待防止対策事業	箇所/ 年	実績	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			

*1 令和2年度の実績欄は見込値を掲載

○見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

○体制の充実と周知

障がいのある人に対する虐待を未然に防止し、万一虐待が発生した場合においても迅速かつ適切な対応を行うため、加古川市障がい者虐待防止センターや基幹相談支援センターが中心となり、関係機関との連携を図るとともに、障がいのある人やその支援者に対し、障害者週間に合わせて虐待防止等に関する啓発活動を引き続き行います。

○緊急時の対応

虐待が発生した場合、被害者となる障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、関係機関と連携し、一時保護に必要な体制を確保します。

○事業者における意識の向上

事業者に対して、障害者虐待防止研修受講の徹底や虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、あらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行い、意識の向上を図ります。

○相談支援事業者への周知・啓発

自立支援協議会の相談支援専門部会や基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者のネットワークを活用し、相談支援事業者に対して、虐待の早期発見及び関係機関との連携の重要性について周知します。

2 障害を理由とする差別の解消の推進

○事業者による合理的配慮の提供の促進

障害者差別解消法において努力義務とされている事業者による合理的配慮の提供を促進するために、合理的配慮の提供に要する費用の一部の助成を引き続き実施します。

○啓発活動の実施

障がいのある人に対する理解を深めるため、障害者週間等を実施する啓発活動や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催など、さまざまな機会や場を通じて相互理解のための取組を実施します。

○障害者差別解消支援地域協議会の充実

自立支援協議会の差別解消専門部会において、差別事例の共有・分析、対応の適否についての意見交換や障害者差別解消を主体的に行う関係機関とのネットワーク作りを行います。

また、地域における課題解決を図るため、障害者差別解消支援地域協議会において意見聴取や情報共有を行います。

3 就労支援と雇用促進

○障がい者雇用に関する周知・啓発

事業者における障害者の雇用の促進等に関する法律の改正による障がい者雇用率の達成を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進について周知・啓発を行います。

○就労支援体制の活用

障がいのある人の就労移行や就労継続などの課題解決を図るため、自立支援協議会のしごと専門部会やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関など関係機関とのネットワークを活用した就労支援を行います。

○本市における障がい者雇用への取組

本市において、障がい者雇用率の確実な達成とともに、障がいのある人の雇用・就労機会の創出を図るため、障害福祉施設の授産製品の優先調達や就労訓練活動事業による就労機会の提供に努めます。

4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組

○災害や感染症等に備えるための支援

自立支援協議会のくらし専門部会において、あらゆる災害を想定した避難訓練を行うなど、事業所に対して日頃からの備えに関する意識啓発を引き続き行います。

また、感染症拡大防止の観点から、事業所において「新しい生活様式」を実践していただくために、関係機関や市関係部局との連携を図ります。

さらに、必要なサービスを提供するための体制の構築に引き続き取り組みます。

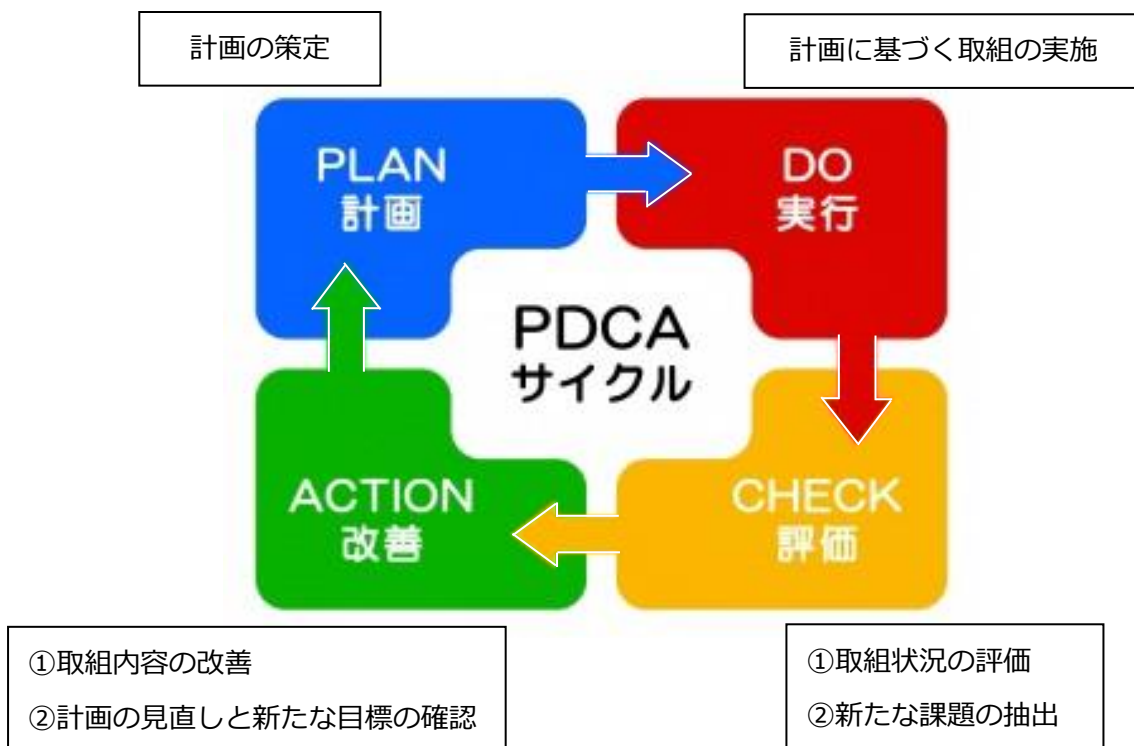
○地域に開かれた施設となる取組に対する支援

災害をはじめとする緊急時において、事業所だけでなく地域住民との関わりを通じて利用者の安全を確保できるよう、平常時から地域住民との良好な関係を構築する事業者の取組について支援するとともに、コミュニケーション支援ボードやヘルプマーク、ヘルプカードといったツールや避難行動要支援者制度などの活用を促進することで、地域におけるつながりの強化を図ります。

第6章 計画の推進

1 推進体制

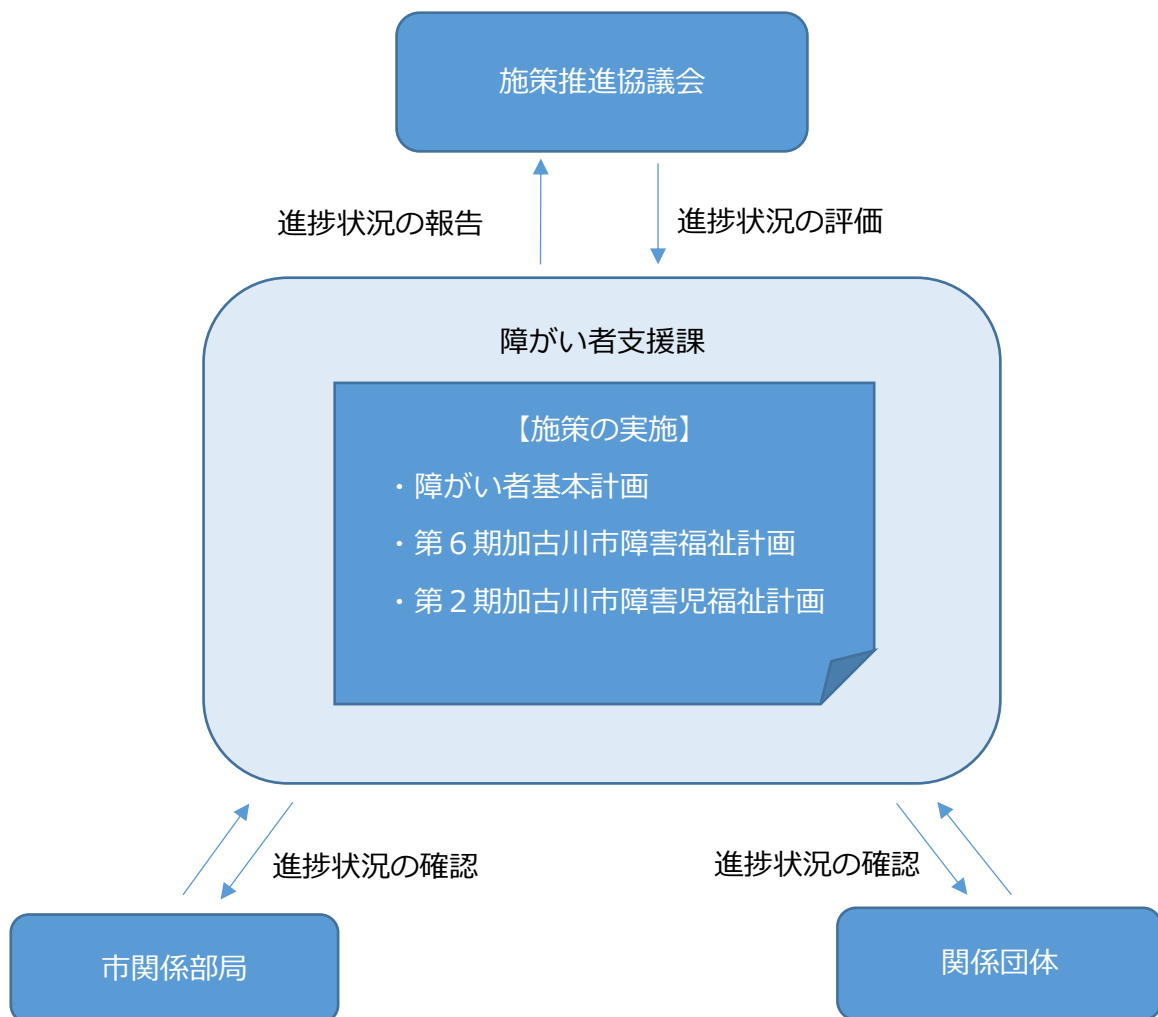
計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、施策展開プラン等を活用したPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を施策推進協議会に報告し、意見を求めることとします。また、障害者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合わせた現状の把握に努めるものとします。なお、計画は「加古川市障がい者基本計画」と整合性を図りながら評価・見直しを行うことで、2つの計画に掲げる施策の着実な実施をより推進することとします。



2 進捗管理及び評価

施策等を実施する市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、施策推進協議会に報告します。

また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



参考資料

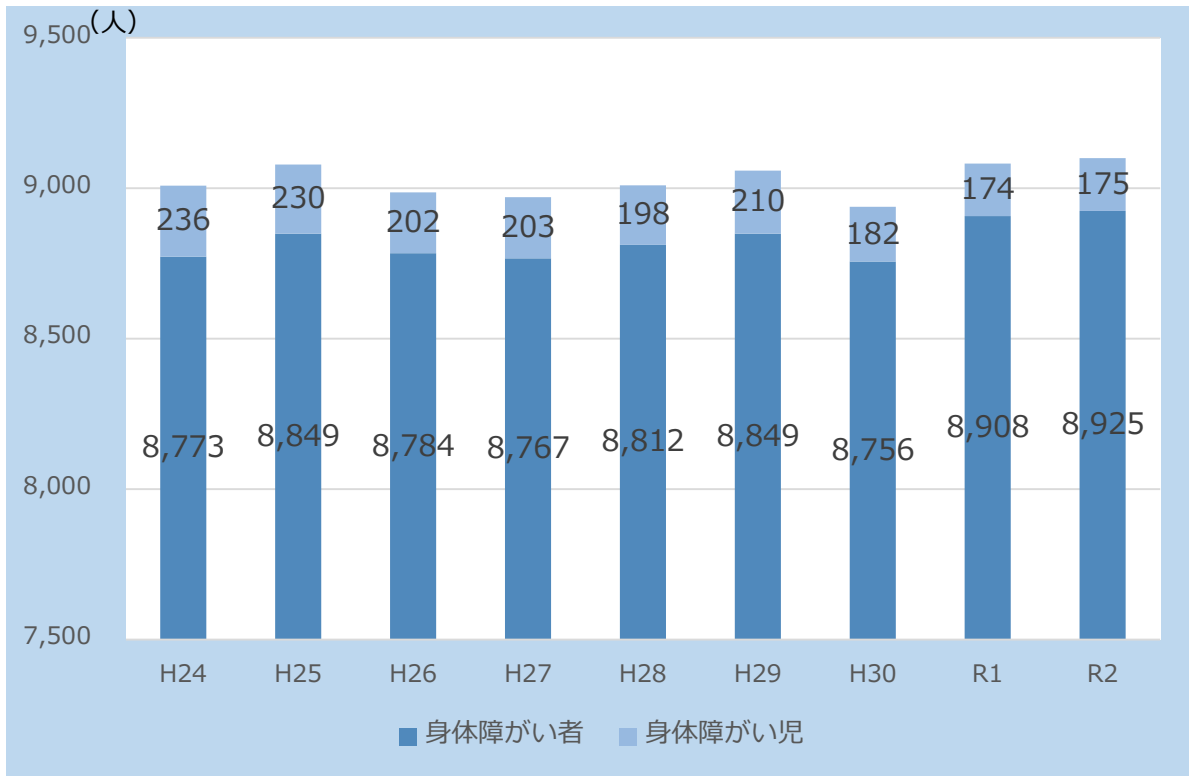
1 基礎データ

(1) 障害者手帳所持者数の推移（各年度末の人数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度※
障害者手帳所持者数	12,002	12,197	12,293	12,450	12,724	12,950	13,267	13,613	13,931
身体障害者手帳	9,009	9,079	8,986	8,970	9,010	9,059	8,938	9,082	9,100
身体障がい者	8,773	8,849	8,784	8,767	8,812	8,849	8,756	8,908	8,925
身体障がい児	236	230	202	203	198	210	182	174	175
療育手帳	1,741	1,858	1,971	2,030	2,124	2,206	2,387	2,480	2,596
知的障がい者	1,093	1,163	1,244	1,286	1,331	1,342	1,468	1,527	1,598
知的障がい児	648	695	727	744	793	864	919	953	998
精神障害者 保健福祉手帳	1,252	1,260	1,336	1,450	1,590	1,685	1,942	2,051	2,235
精神障がい者	1,245	1,255	1,329	1,443	1,580	1,674	1,930	2,040	2,223
精神障がい児	7	5	7	7	10	11	12	11	12

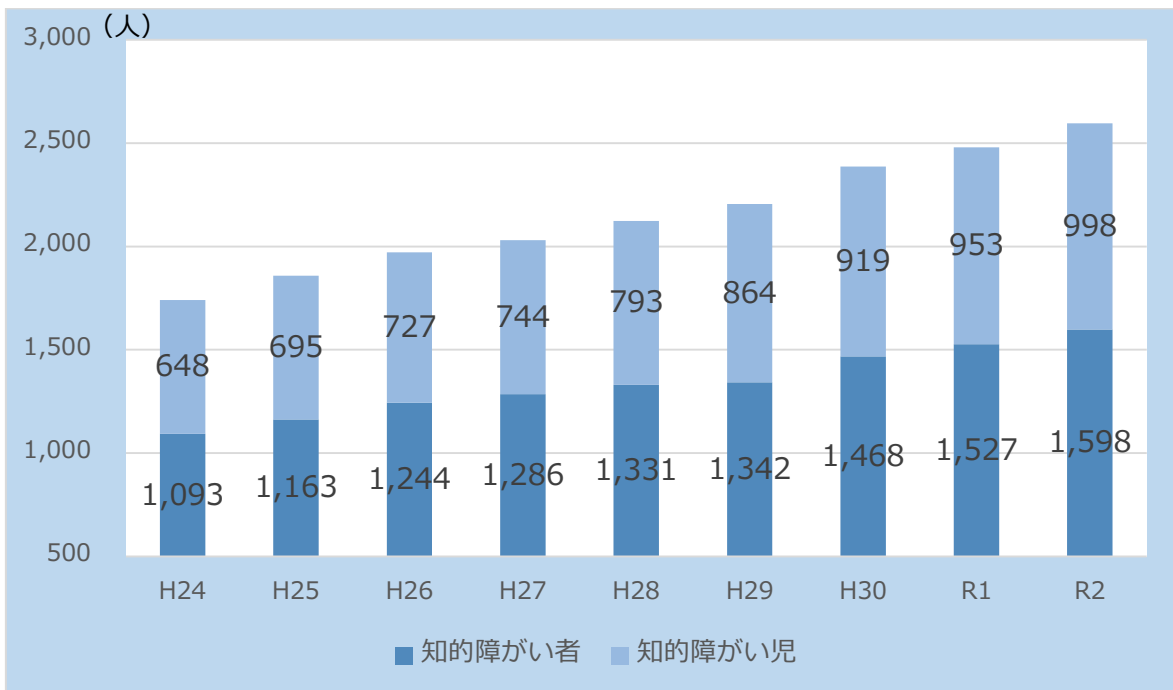
※令和2年度は見込者数

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末の人数）



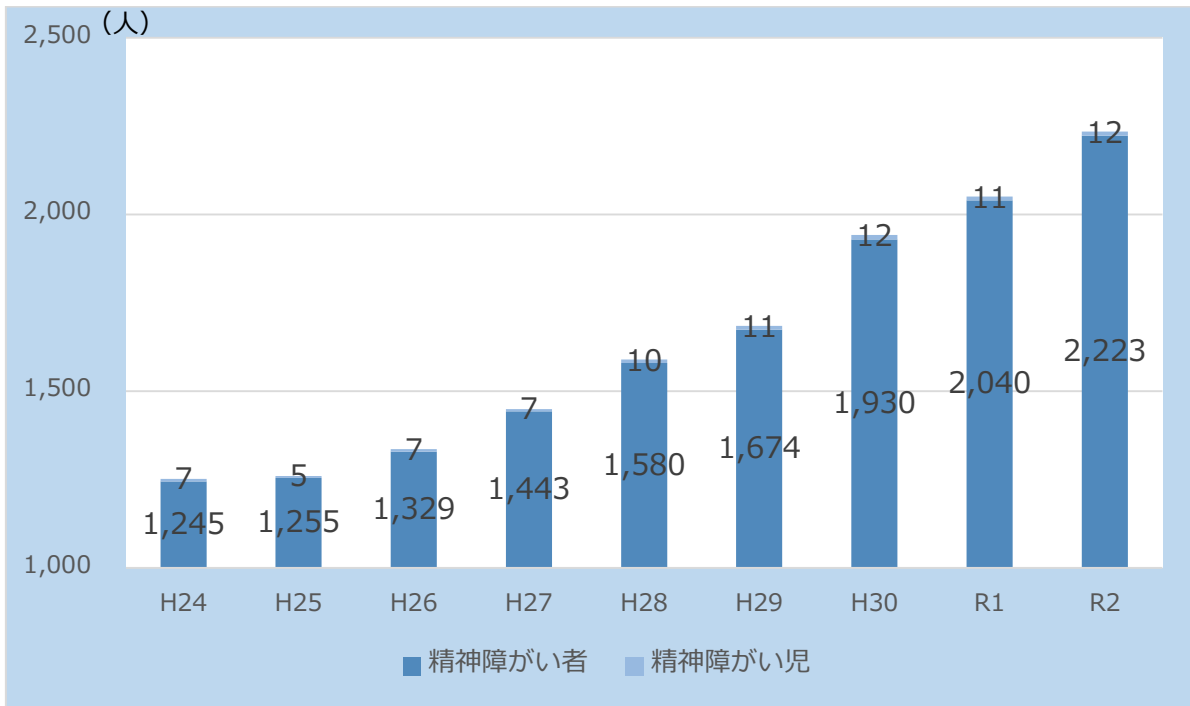
※令和2年度は見込者数

(3) 療育手帳所持者数の推移（各年度末の人数）



※令和2年度は見込者数

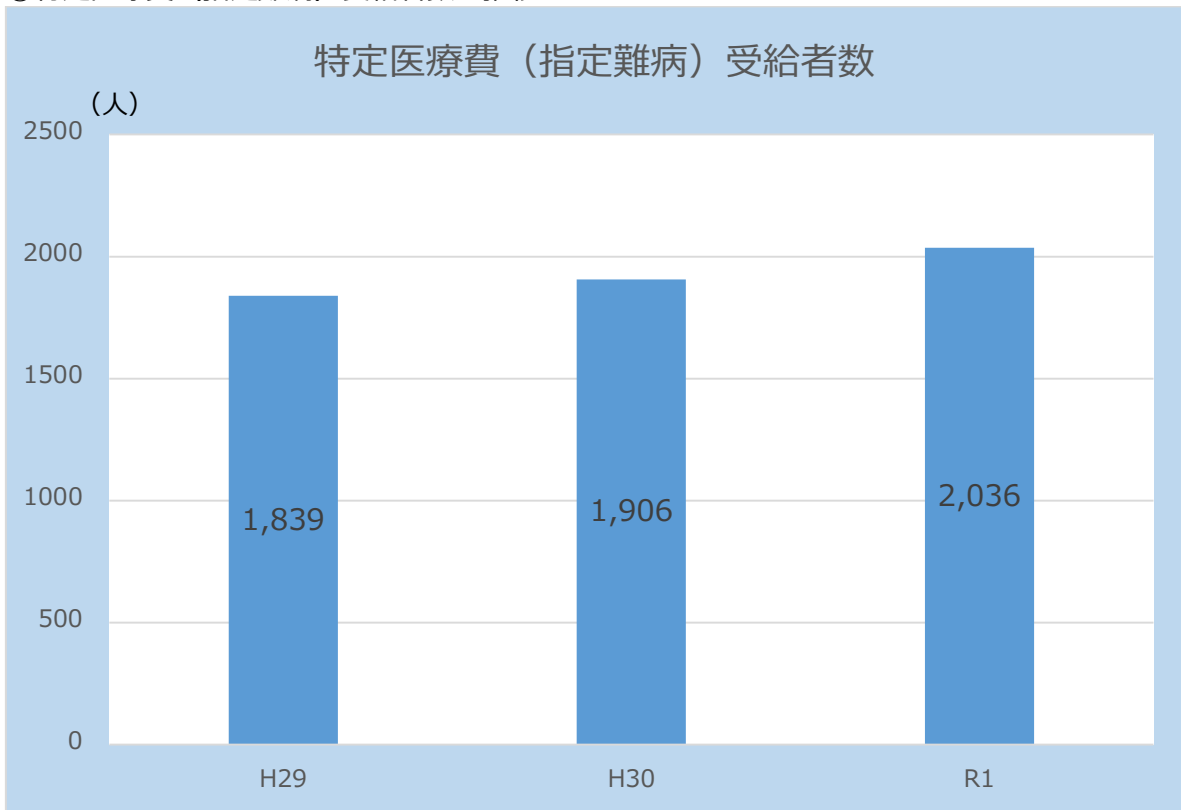
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末の人数）



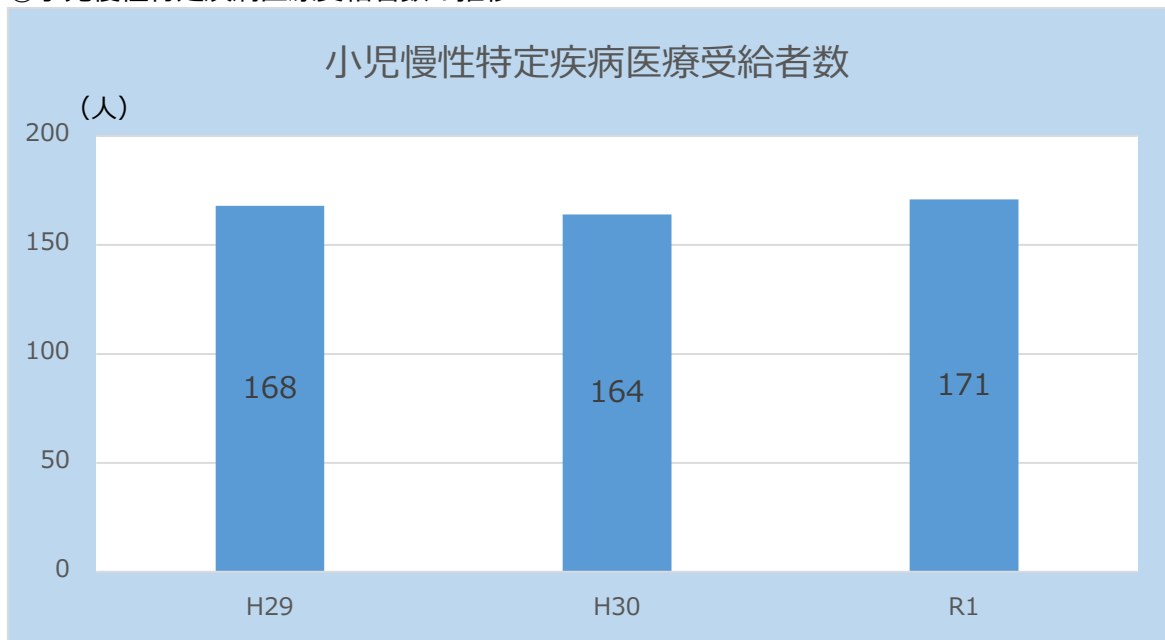
※令和2年度は見込者数

(5) 難治性疾患患者の状況

① 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

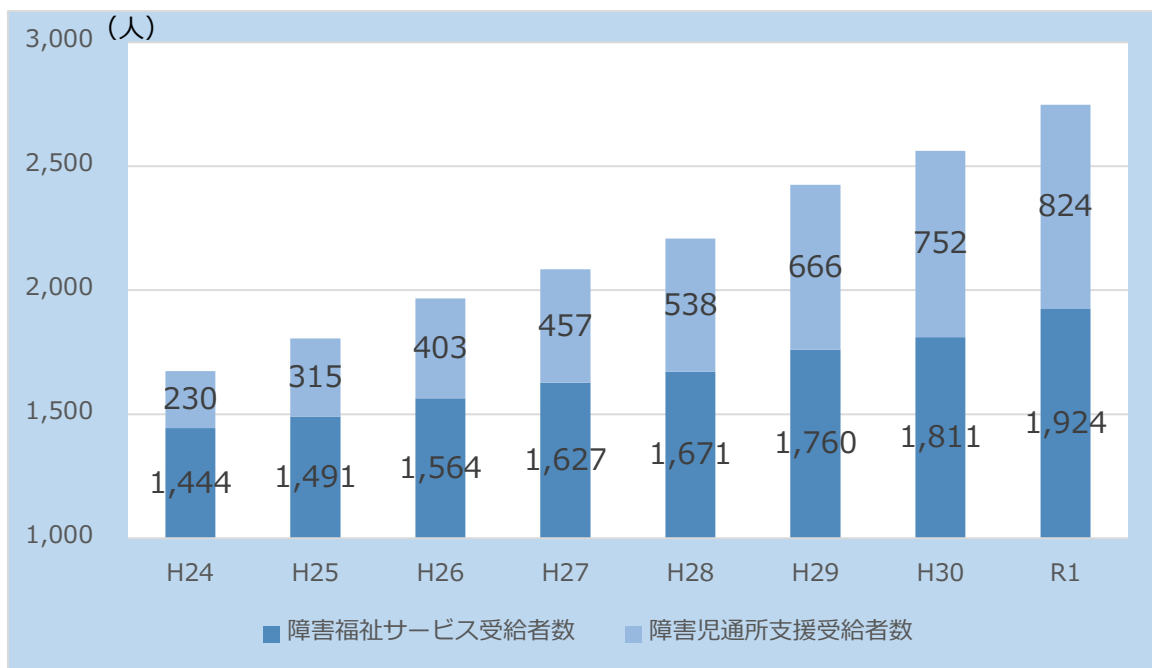


②小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



(6) 障害福祉サービス等受給者数の推移 (各年度末の人数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害福祉サービス受給者数	1,444	1,491	1,564	1,627	1,671	1,760	1,811	1,924
障害児通所支援受給者数	230	315	403	457	538	666	752	824



2 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿（令和2年度）

順不同・敬称略

関係機関・団体名／役職名	氏 名	備 考
加古川市社会福祉協議会 事務局長	水 田 利 一	会 長
関西福祉大学社会福祉学部 教授	谷 口 泰 司	副 会 長
神戸女子大学健康福祉学部 教授	植 戸 貴 子	
心のワークセンター家族会	山 口 隆 廣	9月30日まで
東播磨障害者施設ネットワーク連絡会 代表	中 嶋 ま ゆ み	10月1日から
加古川市身体障害者福祉協会 副会長	中 山 文 美 代	
加古川市手をつなぐ育成会 会長	澤 田 き み よ	
厚生労働省兵庫労働局 加古川公共職業安定所 所長	原 口 智 章	
兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 所長補佐兼地域保健課長	竹 内 み な 子	
加古川市立加古川養護学校 校長	石 川 昌 澄	

3 計画策定の過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和2年6月10日 ～ 7月15日	第1回施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨 ・策定スケジュール
令和2年7月13日 ～ 7月31日	障害者関係団体意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付等 ・地域生活支援事業等 ・その他
令和2年7月22日 ～ 8月11日	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス受給者 …1,200通 ・障害者手帳所持者 …800通 合計 2,000通 (有効回答率 50.9%)
令和2年8月31日	第2回施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案 ・成果目標 ・その他
令和2年10月16日	第3回施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案 ・パブリックコメント実施方法
令和2年11月4日 ～ 12月3日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案への意見
令和2年12月18日	第4回施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・計画案の承認

4 用語解説

用 語		説 明
あ行		
い	一般就労	労働関係法の適用を受けて一般企業などで働くこと。
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別されている。
	医療的ケア児	医療的ケアが必要な児童のこと。
か行		
か	加古川市総合計画	本市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進するうえで指針となるもの。
	加古川市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができる社会を目指した「子ども・子育て支援制度」を踏まえ、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画のこと。
	加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例	障がいのある人もない人も、円滑にコミュニケーションがとれることにより、互いに理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現させるため、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話、要約筆記、点字、音声、ひらがな表記など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の使用環境を整えることを目的とした条例のこと。
	加古川市障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンターのこと。
	加古川市障がい者基本計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるための理念として、本市の基本姿勢や施策の方向性を示したもの。
	加古川市障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障がいのある人や養護者に対して支援を行うセンターのこと。

	加古川市障害者自立支援協議会	障害福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会で、「しごと」・「くらし」・「こども」・「差別解消」・「相談支援」の5つの機能が専門部会として備わっている。
	加古川市障害者施策推進協議会	障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するための協議会のこと。
	加古川市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、自助・互助・共助・公助の連携とともに、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築をめざして策定した本市の地域福祉に関する総合的な計画のこと。
	加古川市立こども療育センター	療育を必要とする就学前の子どもに、保育を通じて、発達段階や特性に応じた発達支援と各家庭の状況に合わせた育児支援を行う児童福祉法に定められた福祉型児童発達支援センター。 また、診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行うとともに、ことばが遅い、落ち着きがないなど、子どもの発達や成長面に対する支援を行っている。
き	基本指針	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省が定めたもの。
く	グループホーム	障がいのある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する地域社会の中にある住居のこと。
け	権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
こ	行動障害	自傷や他害など、行動上に問題があること。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。(事業者については、合理的な配慮をするように努めなければならないと規定されている。)

	コミュニケーション支援ボード	言葉でうまく意思や状況を伝えられない場合に、イラストを指さして相手との意思疎通をはかるツールのこと。
さ行		
さ	サービス等利用計画	障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。
し	支援費制度	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みのこと。
	児童発達支援センター	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援を行う通所施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
	児童福祉法	児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律のこと。
	市民後見人	弁護士、司法書士等の専門職以外で、本人と親族関係がなく、社会貢献のために地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、知識や技術を身に付けた一般市民による後見人のこと。
	社会的障壁	社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）のこと。
	重症心身障害児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある児童のこと。
	授産製品	障がいのある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作したもの。
	手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がいのある人や音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人のこと。

障害支援区分	障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がいのある人の雇用義務などに基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律のこと。
障がい者雇用率	障がいのある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、常用労働者の数に対する障がいのある人の雇用の割合のこと。
障害者差別解消支援地域協議会	障がいのある人を支援する関係機関が地域の実情に応じたネットワークを組織し、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた取組を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置される協議会のこと。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。
障害者週間	障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲と国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間であり、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間をいう。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域で、雇用・保健福祉・教育など関係機関の連携拠点として、就業面や生活面における一体的な相談支援を行う機関のこと。

障害者職業センター	障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する施設のこと。
障害者自立支援法	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに関する給付その他の支援を行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律のこと。現在は障害者総合支援法に移行している。
障害者総合支援法	障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総合的に支援することを目的として制定された法律のこと。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
障害児支援利用計画	障がいのある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。
障害児通所支援	児童福祉法に定められた児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のこと。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に定められた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のこと。
障害福祉施設	障害福祉サービスを提供する事業所や障がいのある人に創作活動や就労の機会を提供する地域活動支援センターなど、障がいのある人に関する支援を行う施設のこと。
情報保障	主に、視覚や聴覚障がいのある人に対する配慮として、情報を入手するにあたり、必要なサポートを行うこと。

す	スポーツ教室	障がいのある人の健康と体力の増進、残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導を行い、あわせて障がい者スポーツの普及を目指す事業のこと。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。
	施策展開プラン	施策の課題を見出し、解決のための事業立案と見直しを行うことを目的とした、施策の基本方針、現状と課題、課題解決のための方針を示す施策改善計画のこと。
そ	相談支援従事者 初任者研修	相談支援専門員として、その業務に従事するために必要となる研修のこと。
	相談支援専門員	障がいのある人、児童や保護者からの相談に応じ、助言や連絡調整、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成などの必要な支援を行う人のこと。
	措置制度	市や県などが、要援護者に対して、社会福祉施設などへ入所または在宅サービスを利用させることを法律に従って決定する制度のこと。
た行		
ち	地域移行	障害福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院中の精神障がいのある人などが地域での生活に移行すること。
	地域生活支援 拠点等	障がいのある人の生活を地域全体で支える体制。「①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談」、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」、「④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制作り」などの役割が求められる。
	地域定着	居宅や単身などで生活する障がいのある人が、地域生活を継続していくこと。

	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制のこと。
て	点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め点字の書籍や文書を作成する人のこと。
は行		
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	ハローワーク	事業者から求人の申込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関のこと。
ひ	避難行動要支援者制度	市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会などの支援関係者へ提供することで、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し、災害に備える制度のこと。
	ピアカウンセリング	障がいのある人同士または障がいのある人を家族に持つ者同士など、同じ悩みを持つ仲間が相談に乗り、悩みをその人自身で克服できるよう支援すること。
へ	ヘルプマーク	外出時に鞆等に取り付けることで、外見ではわからない障がいのある人が、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの
ほ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うこと。
	防災チェックシート	災害時に命を守るため、日頃から防災への関心を高めることができるようチェック項目を掲載したもの

ま行		
め	面的整備型	地域生活支援拠点等に求められる各役割を、ひとつの機関に集中させるのではなく、地域の資源や既存のサービスをネットワーク化させることにより整備する方法のこと。
も	モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。
や行		
ゆ	優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること。
よ	要約筆記	話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。一般的にはパソコンまたはOHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用し、スクリーンに投影する方法が用いられる。
ら行		
り	療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援（相談や指導、診断、検査、訓練など）のこと。
ろ	朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする人のこと。

第6期加古川市障害福祉計画・第2期加古川市障害児福祉計画

令和2年10月(案)

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電 話 (079) 427-9372

F A X (079) 422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>